

## 新潟市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 防犯、防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置された装置（特定の個人を識別できる画像を撮影し、かつ、該当画像を録画する装置を備えたものに限る。）をいう。
- (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 市の機関 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第2号に定める地方公共団体の機関及び議会のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

### (市の機関の責務)

第3条 市の機関は、防犯カメラ等を設置し、又は管理し、個人情報画像を撮影する可能性があるときは、以下の第4条から第13条までの措置を講じること。

### (受託者等の義務)

第4条 市の機関から防犯カメラ等の設置又は管理の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた者（以下「受託者等」という。）が、個人情報画像を保有する場合についても市の機関と同様に個人情報の保護に努めるものとする。

2 市の機関は、受託者等に対し個人情報画像の保護を図るため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項を具体的に定めるものとする。

### (防犯カメラ等の撮影範囲)

第5条 市の機関は、防犯カメラ等による撮影の対象範囲について、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要最小限のものとする。

### (防犯カメラ等の設置の表示)

第6条 市の機関は、防犯カメラ等の撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨を表示するものとする。また、施設外に設置する場合は、録画の目的及び連絡先等も見やすい場所に表示するものとする。

### (画像表示装置及び録画装置の設置場所)

第7条 市の機関は、防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、市の機関の職員及び受託者等（以下「市の機関の職員等」と

いう。)以外の者が見通すことのできない場所に設置するものとする。

(管理責任者)

第8条 市の機関は、個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のため、定期的に点検を行う等の必要な措置を講じるものとする。

4 管理責任者は、防犯カメラ等による撮影又は記録に係る操作を行う者（以下「操作指定者」という。）を指定するものとし、操作指定者以外の者にその操作を行わせてはならない。

(個人情報画像の取扱い)

第9条 市の機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。

2 市の機関は、個人情報画像を複製してはならない。ただし、防犯カメラ等の設置の目的を達成するために必要であると市の機関が特に認めた場合においては、この限りでない。

3 市の機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

4 個人情報画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のため、原則として最大1ヶ月以内の必要最小限の期間とする。ただし、録画装置の技術的な制約がある場合においては、この限りでない。

5 市の機関は、記録媒体から個人情報画像を消去する場合は、当該個人情報画像が漏えいしないよう、当該記録媒体に新たな記録を上書きする等の方法により確実かつ速やかに行わなければならない。

6 市の機関は、記録媒体を廃棄する場合は、個人情報画像が漏えいしないよう、破碎等の方法により確実に行わなければならない。

(苦情処理)

第10条 市の機関は、個人情報画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(設置状況の報告)

第11条 管理責任者は、防犯カメラ等を新たに設置するとき、報告した事項を変更するとき、又は廃止するときは、防犯カメラ等設置状況報告書（別記様式）により総務部総務課長に報告するものとする。

2 総務部総務課長は、前項の規定により報告を受けた防犯カメラ等の設置状況について、市のホームページに掲載するものとする。

(音声の取扱い)

第12条 防犯カメラ等が音声の録音機能を有する場合において、録音された音声のうち、当該音声から個人を識別できるものについては、個人情報画像と同様に取り扱うものとする。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第11条第1項関係）

年 月 日

総務部総務課長

管理責任者

防犯カメラ等設置状況報告書

事業名	
報告区分	(1)新規 (2)変更 (3)廃止 (該当日 年 月 日)
担当者	所属： 氏名： 電話：
・以下は、新規の場合は全項目、変更の場合は該当する項目のみ記載する。	
取扱い指針等の有無及び名称	
設置目的	
設置場所	
設置の表示の有無	
設置台数	
監視時間	
監視モニタ設置場所	
録画装置設置場所	
録画装置設置場所の施錠状況	
録画データ媒体	
録画データ保存期間	
録画装置機種名	
録画装置記憶容量	
音声録音機能の有無	
委託等状況	
委託業者名	
指定管理者名	